

平成 29 年度 第 12 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 2 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席農業委員（10 名）

1 番佐々木英夫      2 番山田博      3 番藤井孝子  
4 番和田幸子      5 番二本木俊二      6 番大村理之  
7 番山本秀彦      8 番田代和秋      9 番深野政勝  
10 番原田和徳

○ 出席推進委員（10 名）

崎谷靖徳、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森  
湯淺憲昭、仲津和法、吉岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司      次長西谷公巳夫  
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長      ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 29 年度、第 12 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願います。

会 長      おはようございます。寒い日が続きましたが、最近は少しずつ暖かくなってきました。そういった中で、全国的にインフルエンザが非常に流行っております。佐々木康規推進委員が、先程までお見えになっていましたけれど、総会が始まる前に体調を崩されてお帰りになりました。皆様も体調に気を付けて過ごして頂きたいと思います。それでは、ただ今より、平成 29 年度、第 12 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は柳原委員と、先程お話ししました佐々木康規推進委員の欠席がありましたので、ご報告いたします。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてから願います。

会 長      日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思

ますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解いただきましたので、7番 山本 秀彦 委員、8番 田代 和秋 委員を  
会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いたします。

農地法 第3条

《 後地町 》

会 長 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1に  
ついて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から  
調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧頂きたいと思います。場所の方は位置図の1ペー  
ジになりますので、そちらをご覧頂ければと思います。全部で土地が4筆ござ  
います。その4筆を譲受人の●●●●。土地の場所は、●●●●で現況は畑で  
ございます。面積は●●●●、3条有償移転です。譲渡人は●●●●。同じく  
●●●●、登記簿は田で現況は畑です。面積は●●●●、3条の有償移転。譲  
渡人●●●●。登記簿は田で現況は畑です。面積は●●●●、3条有償移転。  
譲渡人●●●●。同じく●●●●、登記簿は田で現況は畑です。面積は●●●  
●、3条の有償移転。譲渡人●●●●。事由につきましては、いずれも譲受人  
の希望により譲り渡すということでございます。●●●●、農業経営拡大のた  
めということでございます。受入世帯につきましては、2人中2人ということ  
でございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は藤  
井委員です。下限面積、農業経営は問題ございませんでした。以上です。

会 長 それでは、藤井委員、調査結果の報告をお願いします。

3番委員 位置図の1ページをご覧下さい。左上に国道9号線とありまして、そこに  
交差点があります。この交差点を下斜めに下って行くと、江津東小学校があり  
ます。東小学校を過ぎてすぐの道路を入れて行きますと、申請地があります。  
昔ここは、道路よりも低い土地で田んぼをされていた土地です。●●●●は建  
設会社をされておりまして、その残土を入れて現在は綺麗に補整されておりま  
して、この一帯がいつでも耕作出来る状態にされておりまして、地権者の方から  
譲りたいという申し出があって、●●●●もこの農地には携わっておりますの  
で、こちらをお渡しするのは問題ないだろうと思います。よろしくご審議の程

お願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の簿現況ともに畑です。面積●●●●。申請人●●●●。転用目的は共同住宅ということでございます。許可申請の理由は、平成7年11月日不詳より申請地に共同住宅を建てておりましたということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員です。工期は先程申しましたように、平成7年11月日不詳から既に建っているということで、顛末書が出ております。法令上、一般許可基準等は問題ございません。以上でございます。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。ただ今、事務局の方から説明がありましたように、農地法第4条第1項ということで、農地を農地以外の物に転用するということでして、現在の地目は登記簿現況ともに畑となっております。この案件は、平成7年11月に共同住宅を建てられて、現在に至っているというものです。位置図ですが、2ページをご覧ください。真ん中に261号線が通っておりまして、上右方向は9号線バイパスにぶつかります。上左方向は●●●●に向かう道路でして、下方向は桜江町方面になります。左側は江の川になります。網掛けしている部分が申請地で、複数の入居者がある共同住宅が今回の案件となっております。この場所は江津バイパス交差点から、丁度1キロくらい桜江町方面に進んだ所にあたります。そこに見受けられるように、白壁の大きな住宅です。その隣が共同住宅となっております。ご覧のように国道に面しておりまして、向かい側に貸住宅と数件の個人用住宅があります。いずれも申請者が経営されておられると聞いております。この件につきまして、本藤行政書士さんが申請人として出しておられまして、関係書類を確認させて頂きました。共同住宅については、平成7年11月にご自分の所有地に建てられて、現在に至っております。申請地の周辺は、住宅あるいは畑等があります

が、北側及び南側は宅地に面しております。東側は裏に市道といたしますか、保全管理されている圃場があります。西側は国道に面して既に転用されて20年以上経過していること、このことにより今回改めて周囲に被害を及ぼすことは無いと考えられます。以上でご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

8番委員 　ここの地域は、建築確認申請がある土地と思いますが。畑から宅地に農地転用が条件で、確認申請が出てくると思いますが。

事務局 　確認申請が絶対に必要かという、必ずしもそうではない。しかし、この場合、確認申請は出ていたのではなかろうかと思われ。転用許可申請の添付書類として、このような事情で建てましたという顛末書あるいは始末書の提出があります。法律を熟知していなく申し訳なかったという内容の書類です。

8番委員 　確か渡津は指定をされていますよね。都市計画区域内とか。

事務局 　都市計画区域は指定を受けていますけれど、関係はありません。

8番委員 　共同住宅なら必ず建築確認申請をする。

事務局 　それはあくまでも、用途区域は第1種、第2種、住居、商業地域等そういう指定をするだけであって、必ず建築確認申請をとということではありません。

会 長 　他にご質問等はありませんか。

4番委員 　先程の話の中で納得いかないなと思ったのですが、税金はどうなるのですか。

事務局 　現況課税なので税金は宅地で課税されています。この審査で現況は畑と表示されますが、税務課は現況宅地の課税です。

4番委員 　地目変更がなされていないことに気がつかれてということですか。

事務局 　そういうことではないかと思われ。農業委員会で4条許可が下りて、それを法務局へ持って行かないと、農地から宅地への地目変更が出来ない。

吉岐推進委員 　確認申請をせずに建てたら、固定資産税も払っていない可能性もあるのではないのでしょうか。

事務局 　それはありません。税務課の方は回って見えていますので、特にあのような場所ですから建物も目に付きますし、チェックはしています。

吉岐推進委員 　これは、どういった事情で分かったのですか。

事務局 　それは、申請書が出てきて初めて地目が農地であったと。

会 長 他によろしいですか。このような質疑応答も勉強になって良いと思いますので、是非このような機会を増やして進めていけたら良いかと思います。他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページ、番号 2 になります。位置図の方は 3 ページになりますので、ご覧頂きたいと思います。農地は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積●●●●。申請人●●●●。転用目的は駐車場ということです。理由としましては、申請地を駐車場として利用したいということです。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は原田委員です。工期は平成 18 年頃からされていたということで、先程と同じように始末書が出ております。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみて、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 場所は位置図の 3 ページです。下に国道 9 号線とありますが、右手の方にはウェルネスやセブンイレブンの店があります。そこから都野津方向に進むと、五叉路の変形した交差点がありまして、この交差点を産業道路方面に入って頂きます。少し進むと左手に和木コミュニティーセンターがありまして、ここから約 30m 進むと左に入る道があります。入って直の●●●●の隣になりますが、その一角です。現況は畑ですが、実際にはコンクリートが打ってありまして、三分割したような形になっています。斜線が引いてある所の申請ですが、車が一台入るくらいの面積になっています。これも始末書があるということで、

現地は平成 18 年頃に申請人のお母さんが舗装をしまして、駐車場として使ってしまったようであるということで、申請人は直接的には関わっていないので、舗装した経緯はよく分からないそうです。このたび、申請人が母からの相続で登記を行った際に気づき、驚いて急ぎ正式に許可を取って、地目変更の登記をした上で処分をしたいということで、今回の申請に至ったとのこと。現状もコンクリが打ってありますし、一応農地ということですが、周りは住宅地になっており、駐車場にしても特に周囲へ悪影響を与えることは無い場所です。申請地の両サイドも同じような面積で空いているのですが、車は置いてありませんでしたので、駐車場として利用されているのかは分かりませんが、コンクリが打っている状態でした。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 都野津町 》

会 長 　次に日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページ、番号 1 です。位置図の方は 4 ページになりますので、そちらをご覧くださいと思います。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積●●●●。所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人●●●●。転用目的は、駐車場ということでございます。理由としましては、土地を造成して近隣の企業へ駐車場として賃貸するためということでございます。申請人は三浦行政書士さんで、対価●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 5 月末日までを予定されておられ

ます。立地許可基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図の 4 ページをご覧ください。都野津町西交差点があります 9 号線を西方向へ約 300m 進んだ所になりますが、島根ダイハツがありまして、その手前の土地で現在は何も作っておられません。ここを、第一ホームが買い取って駐車場として利用したいということです。周りの農地に、悪い影響を与えることはありません。元々ここは、宅地化や企業等が入ってきたりしている所ですので、特別問題は無いのではないかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページ、番号 2 になります。場所の方は位置図の 5 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積●●●●、所有権移転です。譲渡人は●●●●、譲受人は●●●。転用目的は建売住宅として転用したいとのこと。理由として、宅地造成をして建売住宅を建築し、販売したいということでございます。申請人は三浦行政書士さん、対価●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 7 月末日までを予定しています。立地許可基準、一般許可基準に照らし合わせてみて特に問題はございませんでした。以上です。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図は 5 ページになります。9 号線から都野津西交差点を北側に進み、線路下を通して突き当たりを右折し、少し進んで左折すると産業道路に突き当たりますが、左折をせずに右折をしまして突き当たりを左折しますと、申請地があります。近くに都野津北公園という三角形の土地がありまして、その東側にあたります。先月か先々月に、これに隣接する土地が同じように転用で出ておりました。ここは、手入れもされていなくて、草も何年も刈っていないような状況です。宅地化されていますので、周りに与える影響もほとんどありません。特に問題はないかと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

崎谷推進委員 一点よろしいでしょうか。事務局へ確認しますが、許可が下りてから着工まで何年、最近は黄色い看板が設置していないので。

事務局 何年ということは無いです。

崎谷推進委員 昔はあったと思いますが。

事務局 昔は農業会議が黄色い立札を立てていましたが、今は送ってこないのではありません。どうなったのかこちらも分かりません。

崎谷推進委員 はっきり言うと、許可をしたら着工しようがしまいが分からない。

事務局 そういうこともありますので、農業委員さんに農地パトロールでしっかり見ていただいて。いつまでにという工期の期間を参考にみていただきたい。

崎谷推進委員 住宅地になる可能性の多い所は、案件が出てくる。特に●●●●は、アパートを建てるといってそのまま更地になっている。看板が立っているだけで、もう 2 年くらい経ちます。

事務局 農地パトロールを通じて、許可申請をされていないとわかれば、行政の方としても早く進めるように指導をしていかないといけないと思います。

会 長 他にご質問等はありませんか。

崎谷推進委員 ここは地形変更が出ていると思います。昔は埋立地ですよ。

事務局 区画整理地域内です。

9 番委員 区画整理しても家が建たずに農地で残っていると。

事務局 そうですね。地目変更もできずに残っているというのが現状です。



会 長 他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページ、番号3です。位置図は6ページになりますので、そちらをご覧くださいと思います。場所●●●●の2筆です。登記簿現況ともに畑となっております。面積●●●●で、権利は所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅を建てるということでございます。理由としては、譲受人は現在借家住まいであり、申請地を取得して自分の住居を新築したいということでございます。申請人は直江行政書士さんで、対価●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成30年8月31日までということでございます。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図は6ページをご覧ください。左側に9号線が斜めに走っておりまして、都野津町西交差点があります。この交差点を50mくらい南に進みまして、左折しますと旧9号線の道になります。この道を200mくらい進んで、右折し左折しますと、●●●●と●●●●の申請地がございます。周りは都野津町の区画整理事業が行われました土地なので、だんだん家が増えてきております。そのような土地ですので、特別周りに影響を与えるということはないと思いますので、問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページ、番号4になります。位置図の方は7ページをご覧頂きたいと思います。農地は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●、所有権の移転でございます。譲渡人●●●●。もう1筆が●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●、所有権の移転でございます。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は個人住宅を建てるということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は大村委員で、工期は許可のあった日から平成30年10月末日までを予定されております。許可基準に照らし合わせ問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、大村委員、調査結果の報告をお願いします。

6番委員 9号線沿いにコメリホームセンター江津店とコメリ駐車場があります。店と駐車場の間の道路を入りまして、最初の交差点を左折して150mくらい進みますと、右側に申請地がございます。原スタンドの裏手になります。申請地に住宅を建設したいということで、北側は市道に面しており、南側は道、西側は宅地に面しており、東側は畑に面しております。周囲に被害を及ぼすことはありません。なお、東側と西側の境界には被害傍受のために、コンクリとブロックを設置するとのことでした。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページ、番号 5 です。場所の方は、位置図の 8 ページをご覧ください。農地は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積●●●●。所有権の移転でございます。譲渡人●●●●。譲受人●●●●。転用目的は個人の住宅を建てたいということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は原田委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 10 月末日までを予定しております。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 場所は位置図の 8 ページをご覧ください。右斜め上から下へ国道 9 号線が通っています。右上が江津方面で左下が和木・都野津方面になります。地場産の方から行きますと、国道に出て 100m くらい江津方面へ進みますと、点滅信号があります。この信号機を左折しまして、30m くらい進みますと西楽寺駐車場がありまして、右折して入りますと申請地がございます。個人の住宅を建てたいという申請ですが、現状は耕作をもう何年もしたことがないような状況で、草が生えて下には少し砂利が入っているような感じでした。周囲には住宅が建っていますし、前はお寺ですので周りに悪影響を及ぼすことは無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページ、番号 6 になります。位置図の方は、戻りまして 6 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積●●●●、所有権の移転でございます。譲渡人●●●●。譲受人●●●●。転用目的は申請地を取得して、個人住宅を建てたいということでございます。申請人は木原行政書士さんで、対価●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 31 年 1 月 31 日までを予定しておられます。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 先程、5 条の番号 3 の案件に近い場所になります。位置図を説明いたしますと、左側に 9 号線が斜めに走っておりまして、都野津町西交差点があります。この交差点を 50m くらい南に進みまして、左折します。この道を東に 200 m くらい進んで右折し、突き当たりの角に申請地があります。ここは、先程も申しましたが、市が行いました都野津区画整理事業の中にありまして、既に家がたくさん建っております。ただ、現況は確かに柿の木やイチジクの木があり半分作っておられるような状況ですが、近隣に影響を及ぼすことは無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 については、可決されました。

非農地証明願

《 跡市町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員と佐々木要推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページ、番号 1 です。位置図の方は 9 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地●●●●、登記簿は畑で現況は原野となっております。面積●●●●、非農地の証明をして欲しいとのこと。所有者は●●●●。事由としましては、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の和田委員と、農地利用最適化推進委員の佐々木要推進委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番委員 位置図の 9 ページをご覧ください。県道皆井田江津線沿いに小川松男さんの家がありまして、その裏手になります。写真の方を見て頂きますと、電柱の隣にある家は小川松男さんの家で、家の上に該当地がありますが傾斜地で電柱沿いに細い道があります。この道を上がって木が生えている堺の頂上の所に申請地がございました。昭和 49 年頃から耕作がされておらず、また場所も大変な所にありますので、畑にするには難しいかと思えます。2 月 10 日に佐々木要推進委員と現地の確認に行っておりました。申請の通り証明して頂ければと思えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

佐々木要推進委員 10 日に現地を確認して来ました。地形の変化でしょうか、大変起伏が多くなっておりまして、とても農地としては難しく非農地が適切ではないかと思えます。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第 5、議案第 4 号、「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員と崎谷推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 7 ページ、番号 2 です。位置図の方は 10 ページと 11 ページ、写真の方は非農地証明 2 になりますので、そちらをご覧頂きたいと思います。農地は●●●●、登記簿は畑となっておりますが現況は山林ということで申請が出ております。面積●●●●。非農地証明をして欲しいということでございます。所有者●●●●。非農地の事由ですが、昭和年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということでございます。申請人は土地家屋調査士の佐々木尊樹さんです。担当委員は農業委員の山本委員と、農地利用最適化推進委員の崎谷推進委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番委員 位置図をご覧下さい。下の方に江の川が通っておりまして、太い線で 261 号線があります。丁度、中間に谷住郷郵便局がありまして、下は川戸方面への道になります。谷住郷郵便局から谷住郷公民館を過ぎた所に、分かれ道がありまして、左手に入って行きます。道沿いに長戸路川が流れております。この道をずっと進んで行きますと申請地がありまして、拡大した図が 11 ページになります。右側に長戸路川が流れています。途中から左に山道となっておりまして、生活道路として使われていました。先には家がありまして以前は人が住んでいましたが、今は全部空き家となっております。この山道は傾斜地を上がるような状況で、上がりかけた所の道路端に現地があります。それが写真の方でございます。上の写真は生活道路から見た所で、下の写真は生活道路を上に向かって上がる所で、左側に太い木がありますが、その道路沿いの下あたりが畑だったようです。現在は大きい木もたくさんありまして、畑として耕作出来る状況ではありません。完全に山林ということで致し方ないかと思っております。詳しいこと

は、崎谷推進委員が谷住郷の方なので、生活をされておられた方の家庭もご存じかと思えます。詳細は推進委員の方からよろしくお願ひしたいと思えます。

会 長 それでは、推進委員の方から報告をお願ひします。

崎谷推進委員 谷住郷地区の、こちらは小集落の長戸路という集落でございます。先程、山本委員が説明されたように、位置図の 11 ページにあります点線が生活道路で一番上に、●●●●お宅がありまして、その下に●●●●、その下にもお宅があったのですが、全部空き家になっております。この道は急勾配で、私達だと二回くらい休憩しないと現地へ辿り着けないような、急勾配の道を上がって行く状況です。私も前職の時に、55 年から長戸路の集落に入っておりますけれど、下の写真をご覧下さい。下から見た写真ですが、中心に大木がございますが、そこは木が植わっておりまして、奥に●●●●畑があるのですけれど、もう何十年も前から植林をされたような所です。相続登記の関係で申請人が土地家屋調査士の方に頼まれ、申請をされたと聞いております。もう二度と畑に戻るようなことは無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 今日お配りしました、意見第 1 号、農用地利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思えます。1 ページをご覧下さい。今回は桜江地区の田津と江津地区の都治町の 2 地区が出ております。いずれも新規で、合計が 18,211 m<sup>2</sup>となっております。次の 2 ページをご覧下さい。利用権設定ということで、番号 1 です。桜江町田津で 4 筆でございます。合計が 4,296 m<sup>2</sup>でございます。

新規で、利用権を設定する者●●●●。設定を受ける者●●●●。利用目的  
としましては、畑で5年1ヶ月の期間です。10a当りの賃借料は1,500円  
で賃貸借です。次に番号2です。都治町で2筆ございます。合計が8,758㎡  
でございます。同じく新規です。利用権を設定する者●●●●。これはしまね  
公社に利用権設定をするということでございます。利用目的は田で、期間は  
10年1ヶ月の使用貸借となっております。3ページをご覧ください。番号3で  
す。●●●●新規です。●●●●、しまね公社に利用権設定をするというこ  
とでございます。利用目的は畑で期間は10年1ヶ月です。10a当りの賃借料  
は1,353円の賃貸借で、農地中間管理事業となっております。次に番号4で  
す。●●●●1,700㎡で新規です。利用権を設定する者●●●●。利用権の  
設定を受ける者●●●●。利用目的は田で、使用貸借の3年です。以上の計画  
が出ております。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、  
江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件につい  
て、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認  
される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、  
江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後、行います。以上で日程のすべてを議了いた  
しました。これをもちまして、第12回江津市農業委員会総会を閉会といたし  
ます。

〔 閉会 午前11時00分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員